

2010年4月9日

『新たな情報通信技術戦略策定』に関するコメント

特定非営利活動法人

東アジア国際ビジネス支援センター(EABuS)

1. 「国民本位の電子行政の実現」に関する全般的コメント

これまで実施されてきた電子政府・電子自治体の推進計画が当初意図した成果を上げていない理由として、行政サービス全体を俯瞰し電子化社会を構築するための制度設計がなされないまま、国の各機関ならびに地方公共団体の組織単位にオンライン化が進められてきたことにあると考える。国民にとって便益性の高い行政サービスを実現するためには、国や地方公共団体といった組織の枠を超えた行政システムの全体最適化と、法体系の総点検および既存法の適確な改修が必須であることは言うまでもない。

本戦略が、過去のIT戦略の延長線上ではなく非連続な飛躍を意図していることは高く評価できる。その点から、本戦略の成否がIT化を前提として国全体の社会構造を抜本的に見直し、真の意味での情報化維新を成立させる最後のチャンスであるとの認識を持ち、これまで長期にわたり手がつけられてこなかった行政の抜本的改革を視野に入れ、不退転の決意で取り組んでいかれることを期待する。

そのためには、以下の戦略が最優先課題であると考えます。

1) IT社会を前提とした行政情報化戦略の確立

行政機関が管理している様々な個人情報や社会を動かす仕組みの根幹として機能しているが、この個人情報は紙を媒体とした処理と、その記録を紙の台帳に原本として保存するという考え方が根底にある。行政機関が社会における様々な登録情報を管理する仕組みが確立された時代には、今日のようなITやネットワークなどが存在していなかったことを考えると紙を媒体とする考え方が基本となったのは当然であるが、ITやネットワークリソースの有用性を十分に享受できる時代においては、紙を前提とした処理や管理からIT・ネットワークを前提とする方向へと大きく転換していく必要がある。

行政機関では情報システムの導入によって個人情報の電子化は行われているが、その位置づけは曖昧であり、実務上は個人情報の原本（情報源）として機能しているが、公証性の点からは「紙」の帳簿が正本であり、電子化情報は副本、あるいは補助簿的に位置づけられているケースが多い。

行政サービスの相互連携、特に個人の権利、義務にかかわるサービスにおいては電子化情報を正本と位置付けることが必須であり、そのための電子化情報の原本性保証等のルールが必須であると共に、それぞれの行政サービスの根拠となる法律では帳簿等の備

付けに関する条項で「電磁的媒体で備付けることができる」等となっている条文を「電磁的媒体で備付けなければならない」と改めることも必要である。また、具体的取組みで示されている「番号制度」は個人情報電子化の基盤となる制度として確立されるべきである。

紙から電子化にシフトすることを前提とした行政情報化戦略を確立し、既存の慣習や法制度を根本から見直した再構築を図ることで、社会のあらゆる場面の情報の処理や管理の仕組みは大きく変革され、真の意味で IT の効果を楽しんだ社会基盤が成立すると考える。

2) 電子行政推進法（仮称）の法制化

国民本位の電子行政を実現するためには、国・地方公共団体全体における行政システムの最適化を徹底して行う必要がある、その推進にあたっては、あらゆる行政機関が統一ビジョンのもとで電子行政を推進するための法的根拠の存在が必須である。

「新たな情報通信技術戦略」を具現化する上において電子行政推進法（仮称）は必須であり、最優先で法制化することを強く求めたい。その際、最低限盛り込むべき事項は以下のとおりと考える。

- 電子化を前提とした行政改革の実現と執行の義務化
- 電子化行政の共通情報基盤とシステム化標準の整備と遵守
- 行政内に保管されている個人情報共有の原則（共有範囲、共有方法、本人同意等）
- 行政システムの重複投資の禁止と共同利用の推奨
- 政府 CIO ならびに各機関における CIO の職責と権限の規定
- 電子行政に対する第三者評価機関の設置と評価結果の公表

2. 「具体的取組み（例）」に関するコメント

I-① 社会保障・税共通の番号制度の導入

番号制度は単なる IT 化の手段としてではなく、国家戦略としての社会基盤整備の根幹にかかわる問題として取り組むべきものである。したがって、社会保障・税だけをターゲットにした番号制度ではなく、官民を含めた社会基盤としての番号制度のグランドデザインを策定し導入を図るべきである。

年金や税の範囲で番号を整備した場合、法的な範囲が限定されることになることから、他の行政サービスへの適用が困難になる、もしくははなし崩し的に他のサービス分野で流用される事態も想定される。国民番号制度が社会基盤として成立し得る設計を行い、関連法規の整備並びに国民への周知・合意形成を得る必要があると考える。

社会保障や税への適用は先行アプリケーションとして位置づけるのが適当である。

【目標・スケジュール】

2011 年度：社会基盤としての国民番号制度設計

2012 年度：関係法規の整備、国民への周知・合意形成

2012 年度：番号制度運用管理機関および監督機関の設置

2013 年度：先行アプリケーションとして社会保障・税連携システム構築

2014 年度：国民番号制度および社会保障・税連携運用開始

I-②個人情報保護、国民による行政監視の仕組みの整備

国民番号制度を採用するに当たっては個人情報保護のための具体的施策は必須である。ただし、「国民が行政を監視することが可能な仕組み」ではなく、国民の権利として「国民が自己の個人情報へのアクセス実態を知ることができ、不服がある場合には是正を申し出る権利を保証する仕組み」とすることが重要である。

また、個人情報の連携の可否について申請者が選択可能な仕組みは必要であるが、データ連携等によって他の行政機関から得た個人情報の蓄積を禁止する措置も法的に明確にしておくことが重要である。

なお、「行政手続の進捗状況の監視」も同列で記載されているが、個人情報のアクセス監視とは次元が異なることから、個別のテーマとして検討すべきである。

I-④公的 IC カードの整備・合理化

本人を証明するための手段として、安全な電子証明書保存媒体に保管することは必要であるが、保存媒体を IC カードに限定する必然性は薄いと考える。各種セキュリティトークン（HSM）を活用する方法も十分考えられる。

I-⑤行政サービスへのアクセシビリティの向上

当面の措置としては理解できるが、国民番号制度の重要な狙いの一つである住民票の写し等証明書類の役割をバックオフィスのデータ連携で果たすという方針に逆行する。少なくとも国の戦略のレベルではなく、各行政機関や地方公共団体の運用でカバーすべきテーマである。

I-⑥行政ポータルの抜本改革

行政ポータルと民間ポータルとの連携は民間の既存情報資源を活用する方向で実現すべきである。利用者にとって日常的な民間ポータルが親しみやすいし、行政にとってもポータル構築・運用コストを抑えることができる。むしろ、行政はポータル整備よりもバックオフィスにおける国民番号制度によるデータ連携のためのシステム整備に注力すべきと考える。

なお、政府および地方公共団体はこれまでも行政ポータルの実証実験や構築を進めてきたが、その成果については利用率の集計が中心で利用者視点での評価はほとんど行われていない。抜本的改革のためには、最初にこれまでの行政ポータルの評価について総括する必要がある。

【目標・スケジュール】

2010 年度：既存行政ポータル¹の総括的評価と改革基本計画策定

2011 年度：民間ポータルとの統合のための調査研究

2012 年度：既存行政ポータル¹のスクラップ・アンド・ビルド

2012 年度～：行政ポータル¹のためのバックオフィス・システムの整備

I-⑧業務改革と情報システムの集約化

これまでも行政の BPR や SOA による情報プラットフォーム等を目指した業務改革案が策定されてきたが、その成果は殆ど見られない。その主要な原因は目指す行政あるいは業務の在り方が示されないまま I T 技術先行で改革が進められたことにあると考える。

業務改革の解決策をクラウド・コンピューティングだけに求めるのは短絡的であり、技術先行の危惧を覚える。国民番号制度や行政文書類の電子化等を制度的基盤とした業務改革の基本方針を策定し、その手法を標準化することが先決である。

クラウド・コンピューティングは業務改革におけるシステム・インフラの一つとしての位置づけに過ぎない。

【目標・スケジュール】

2011 年度：業務改革の基本方針策定と基盤となる制度設計

2011 年度：政府 CIO を核とする業務改革指揮・監督体制の整備

2012 年度：政府・地方公共団体を対象とした業務改革ガイドラインの策定

2012 年度：クラウド・コンピューティング等共通システム・インフラの整備

I-⑨全国共通の電子行政サービスの環境整備

国・地方公共団体を通じた全国共通の電子行政サービス環境を整備する前提として、国家レベルの情報化戦略ビジョンの策定と、電子行政推進法の制定が重要になると考える。

また、同様の狙いで推進されている地域情報プラットフォームを見直し、統合した取り組みとすべき。

なお、電子フォーマット共通化による一般利用者の利益は疑問であり、地方公共団体に無用の負担を強いる可能性があり慎重に進めるべきである。

I-⑩政府 CIO 等の推進体制及び法制の整備

政府 CIO は単なる行政機関の調整役ではなく決定権を持つことが重要であるが、各府省や地方公共団体の現状は必ずしも十分でない。その大きな原因の一つは CIO が名目上の役職となり、決定権のない CIO 補佐官が実質的な活動をしていることである。

政府 CIO は、国務大臣レベルの独立したポジションとし専任のスタッフを持つべきであると考えており、法的にその職責と権限を規定するとともに、その選任にあたっては専門知識を必須条件とすべきである。

【目標・スケジュール】

2010 年度：政府 CIO の責任と権限および執行体制の法制化：2010 年

2011 年度：政府 CIO の任命、スタッフ体制の整備：2011 年度

本意見に関するお問合せ先

特定非営利活動法人

東アジア国際ビジネス支援センター (EABuS)